

●書評●

ゲルシェンクロン著

ドイツにおけるパンと民主々義

石黒重明

此處に紹介するのは Bread and Democracy, by Alexander

Gershenkron, Univ. of Calif. Press, 1943, p.p. 238, 45¢.

第二次大戦が尙繼續中の一九四三年に出版された本書は、戦後のドイツの民主化を窮極の問題としてその農業的側面を考察するものとして仲々興味深い。その構成を簡単に云うならば、本書は序論に於て民主化への農民の影響力を中心に、ドイツに於ける農業問題と民主々義との基本的な関係を指摘し、本論は三部に分けられ、農民層の歴史的性格がどの様な事情に根ざすものであるかを、十九世紀末期より第一次大戦までを第一部、ワイマール共和国の成立よりナチスの政權獲得に至る過程についてを、第二部において分析し、第三部ではそれまでの結論からドイツ農業の戦後の再建方式についての一の提案をなしている。特に第一・二部に於いて、ドイツの——特にその農業の——置かれた特殊な環境の下で、又其處での特殊な社會層の存在の故に、如何なる政治勢力の妥協・對立の形態が生み出されたか、かかる政治勢力の構造が如何なる經濟政策を遂行せしめたか、更にまたかかる經濟政策が

政治的勢力關係にどの様な影響を與えたか、——總じてドイツの特殊な經濟構造と特殊な政治・社會構造との相互作用をその農業的側面から明確に分析している點で、極めて興味深い内容を持っているので、以下の紹介はこの部分を中心とした。

第二次世界大戦の終結を數年後にひかえて、本書においての著者の問題の中心は、窮極には戦後のドイツに於ける民主々義の確立の條件である。先ず著者はその序言において民主々義の成立條件一般について考察する。十九世紀以來の西歐諸國の政治的發展は、只管に民主々義への道を進むかの如くに見え、第一次大戦に於ける連合國の勝利は、民主々義、議會主義の敵の敗北として、その後の世界の民主化を約束するものと思われた。所がその後の諸國の政治的發展はこの期待を全く裏切り、國家主義、全體主義が程度の差こそあれ處々に擡頭し、遂に民主々義と全體主義との闘いとも云える第二次大戦に突入するという事態を生み出すに至つた。この様な歴史は、嘗ての反民主々義勢力の屈服と超國家的機關の成立が、世界の民主化を可能にするだろうというような樂觀論を反省せしめざるを得ない。かくて民主々義の成立條件が問われるに至る。

世界民主々義の確立は、諸國における民主々義の確立をおいては考えられない。そして諸國における民主々義の確立は先ずすぐ

れて國內的な問題として、諸種の條件を必要とする。夫は單なる民主的政府の樹立を以ては解決し得ない。夫は基本的には、國內に於ける重要な、數的に強力なグループに、民主主義に對する不信動搖を生ぜせぬ様な經濟的條件の確立である。民主主義の活動は、經濟的繁榮にかかつており、最も重要なものは、高僱水準を維持し、所得を増加し、福祉を高めるような經濟政策を遂行することである。だが基本的にはこの様に云えても、單に經濟政策を以て足るものではない。民主主義の成否には、更に經濟外的な諸關係が、即ち當該國の社會を構成する諸社會層の夫々の性格や相對的強さ即ちその國の社會的構造の如何が重要な要素である。

この様に著者は民主主義一般の基本的成立條件を擧げた後、當面の問題としての第二次大戰終了後のドイツにおける民主主義の成立條件を各社會層の歴史的性格とその相對的強度に即して概括的に考察し、問題の核心を把握しようとする。この場合考察の對象であるドイツ社會を形成する社會層としては、労働者、中間層、農民の三社會層がドイツの民主化に影響を與えるものとして取上げられる。先ず「民主主義は労働者層の支持なくしては考えられない」とし、此處で労働者層はドイツに於て終始民主主義勢力の中心であり、第一次大戰後のワイマール共和国の主導者でもあつた歴史と傳統からも、今次大戰後も十數年のナチ體制下にその組織を破壊され、指導者を失つたとは云え、尙ドイツ民主化の推進母體たりうるものと考えられている。

之に反して第二の社會層たる中間階級は、傳統的に反民主主義

的傾向を有して居り、ナチスの背景として有力な層であり、尙反民主主義の性格を持続するであろうとする。しかし反民主主義の勢力の指導者はこの層から發生するとしても、之を支援する大衆は別の社會層のものである、と著者は指摘する。即ち失業労働者及農民が之である。このうちで失業労働者は景氣變動の波の中に生み出される多分に一時的な存在であるが、農民はそうではない。ドイツに於て農民は嘗て、常に反民主主義の勢力の數的に重要な支持者であつた。そしてナチスによる「ワイマール」共和國の終焉に最も與つて力のあつたのは、農民の選挙戰其他を通じての支持であつた。多くの歐洲諸國と同様に、特にドイツに於て、農民の態度が民主主義の存立に決定的影響を與えるものである以上、この層の歴史的性格は、ドイツの戦後の民主化の見通しを暗いものとするように見える。もしドイツの中間階級が尙しばらくの間は反民主主義の性格を持続するとするならば、工業労働者と農民との同盟の基礎の上に民主主義の多數が成立しなければならぬのだが、過去の農民の歴史に徴してはこの同盟が可能なるように思われない。

しかし乍ら、この様な過去の歴史から直ちにかかる結論を導くことは實は危険なのであつて、かかる歴史的な動きを分析する必要がある。その基礎にあるのはドイツを高生産費地帯とした十九世紀末の農業の發展である。かかる事情の下で、ドイツ農民の歴史が畫かれて行く。その重要な二つの要素は、ドイツ農業内部の封建的要素とそれによつて主導されるドイツの農業保護の體系で

ある。この様な諸條件の歴史的な作用を明確に把握するならば、ドイツの戦後の民主化の見通しはより明るくなるであらう。序論に於て、著者は以上の様にドイツに於ける農業問題と民主主義との基本的な關係を指摘して本論に入る。

二

先ず著者は、ドイツ農業の構成主體をユンカーと農民に大別してその兩者の關係と、更に農民と労働者との關係を浮彫にする。

ドイツの政治史を考察する場合に、絶対に看過出来ぬものは東部ドイツを據點とするユンカー層の存在である。これはドイツのフロンティアとしてのエルベ河以東の地に十五世紀以來成立した隷農制を基礎とするグーツヘルシャフト（領主經濟）をその直接の先行者として、十九世紀初期の所謂「農民解放」の過程にその經濟力を強化して轉形した大土地「農場所有」經營者としての貴族層であり（この成立過程については「農業綜合研究」三卷二號参照）、ドイツ帝國の核心をなすプロシヤに於て軍、官界、地方自治體を支配しその封建的性格の主體としてのすぐれて政治的・社會的な内容を持つ社會層であることは周知の事實である。ユンカーはこの政治權力を自己の經濟的利益を守るために有効に行使した。そしてこの層の力は、又、ドイツ農業の代辯者として農業者一般によつて支持され強化されて來た。

此處で問題となるのは、農民一般がこの反民主主義的勢力を支持したという事實である。成程ユンカーも農民（中小經營）も共

に農業者であるという點では同一かもしれぬ、しかしこの經濟的利害は同一とは云えない。ユンカーにあつてはその農業生産の中心は穀類——特にライ麥——生産におかれ、高穀類價格を利益とするが、中小農民はその經營の重點を家畜飼育においており、穀類については購買者の地位におかれており、穀類價格に關しては兩者は全く逆の利害關係を有するものである。かかる經濟的利害の差異にも不拘、農民をしてユンカーを支持せしめたものは何であらうか。

第一にユンカー層による「農業の同質性概念」の普及である。この觀念が農民の心に刻み込まれればそれだけ農民はこの觀念の故に自らの經濟的地位の相對的乃至は絕對的惡化をも敢て甘受しようとする。この様な農民の非合理的・非經濟的な傾向が、後に述べる農業保護の機構を動かす前提であつた。

しかし乍ら之を専らその非合理的・非經濟的動機に基くと考えるのは誤りである。第二の原因はドイツに於ける民主主義の底流をなす労働運動と農民との關係の中にある。十九世紀以來、ドイツの社會民主黨は急速に成長して行き、社會主義の勝利は時日の問題と信ぜられる程になつたが、農民は之を自己の經濟的存立に對する重大な脅威と考へた。即ち社會主義の勝利の曉には土地は社會化され、農民は父祖傳來の土地の上での自由農民という地位から、社會主義國家の雇傭労働者の地位に移されると考へたのである。このような農民の反労働者の傾向に對しては一つには、社會民主黨自體の政策も責任を持たねばなるまい。社會民主黨の農

民間の理論的輕視は農民の側での都會人に對する根深い不信、等々を決して消滅させるものではなかつた。此處で農地所有者としての農民は勞働者の社會主義的運動とは對立する。更に宗教に對する態度もこの兩者の對立に拍車をかけるものであつた。

この様に述べた後、これ等の事情は、この勞働者と農民との二つの重要なグループの相互關係を決定する重大な政治的意義を持つてゐるものではあるが、しかし問題の根本は實は此處にあるのではないと著者は云う。即ち夫は、世界經濟との關連の下でのドイツ農業の特殊な地位にある。即ち、そこから來る外國貿易政策に對する態度の差異が基礎であるといふのである。以下少しく詳細にドイツの農業保護主義について見よう。

十九世紀後半の歐洲以外の諸國の農業の發展によつて生じた農業恐慌は、中西歐諸國の農業をして夫までの農業生産をそのままで續行することを不可能ならしめた。この場合、諸國は、歐洲外の處女地の開發、輸送費用の低下に伴う農産物生産費の低下に對して、自國の農業を調整して生産費を下げるか、又は關稅障壁其他の貿易制限によつて、生産費高となつた自國の農業を保護するか、のいずれかの道を選ばざるを得ないこととなつた。前者の途を選んだ例は英國及びデンマークであり、後者の道を選んだ例にスイスとドイツを擧げうる。しかもドイツにおいて夫れは最も極端な形態をとつてゐる。即ち強度な穀物保護である。

先ず經濟政策の面でかかる保護主義を遂行した政治的主體は何であつたかが問題となる。ドイツは當時までロンドン市場への穀

物輸出者であつた。この限りでは東北部の封建的穀類生産者としてのユンカーは狂信的自由貿易論者の態度をとり、保護貿易を主張する工業とは完全に對立していたのである。所が歐洲外の農業の發展はドイツの穀物をロンドン市場から驅逐し、更に國內市場においてすら之を壓迫するに至つた。かかる事態は經濟的に、更に心理的に、ユンカー層をして自由貿易から保護主義への轉換をなさしめることになつた。更にビスマルクの政治的考慮からの新保守黨の形成の促進は、農業と工業との所謂保護主義的「協調體」を形成せしめ、一八七九年の關稅法を成立させるに至つた。かくして數種の工業生産物及び穀類が保護をうけることとなつた。ここに農業保護主義という宿命的な決定がなされたのである。

この様に、農業保護は農業と工業との協調によつて成立した。が、實は之は單なる農業全體と工業全體との協調ではない。農業保護は工業にとつては勞賃の増大を意味し、工業關稅は農業にとつては生産費の相對的增加を意味する。このような利害の明白な對立にも拘わらず「協調體」が現實化したのは何故か、それは協調したのが農業及び工業の夫々の一部、即ち鐵とライ麥、即ち重工業とユンカーであつたからである。重工業にとつては工業關稅は國內市場での獨占的地位の確立を意味し、従つて更に對外ダンピングの可能性を内包するものであり、之は勞賃増を償つて餘りあるものであつた。又、ユンカーにとつては穀物保護は自己の社會的存立を維持するための必須物であり、彼等にとつては鐵の高

價格よりはアメリカ、ロシアの穀類の低價格の方が現實の緊急問題であつた。又鐵の關稅に伴う生産費増は、機械化の速度をゆるめることによつて短期的には免れうるものであつた。この様な重工業とユンカーとの利害に基く協調を本質とする「協調體」が、ドイツ農業保護主義の方向を決定した主體であつた。

この様にドイツ農業保護主義政策を遂行せしめた主體を明らかにした後に、主體としての「協調體」成立の條件及び之に應じての政策の推移が概觀される。かかる「協調體」の成立は、社會的觀點からは、ユンカーの傳統的な經濟的基礎を保持してドイツ國家における封建的要素を永久化することによつて、ドイツの民主化に極めて不幸な効果を齎らすものであつた。この様な「協調體」が自己の政策を遂行するか否かは、その主體としての重工業及びユンカーが、夫々農業、工業内部の他の部面に夫を強いる能力にかかつてゐる。その結果として「鐵とライ麥」との妥協は、更に次いで「ライ麥と豚」、「鐵と機械」との間に同様の契約を齎らざるを得なかつた。しかし此の内容は一の詐術にすぎなかつたことは、特に農業部門内について後に述べる如くである。爾後のドイツの農業保護主義は常に、外形こそ異なるれ本質的にはかかる「協調體」によつて擔われ遂行されて行く。この様な「協調體」は、しかしその主體をなす兩グループの基本的な利害の一致を以つて始めて成立する。即ちこの「協調體」の原形が始めて形成されたこの時期は、農業工業共に厳しい不況に見舞われていてその形成に最も有利であつた時期である。従つて逆に、この點に

正にこの「協調體」の弱點が存する。

即ち、一八八八年以降、工業の不況は回復し始め、同時に九〇年代初期に之までの國際貿易協定が滿期となるに至つて、各國も關稅の引上げを開始して、ドイツが一方面的な關稅政策を利用しうる時期ではなくなつた。かかる事態に直面して、ドイツの貿易政策は、關稅政策を續行して世界に對する關稅戰に入るか、又は關稅を削減して貿易條約を結ぶかの岐路に立つに至つた。各國の關稅引上げの結果再び景氣の後退した工業は、之を一八七九年の關稅政策の續行の結果と考ふるに至り、兩グループの利害は分裂し「協調體」のそのままの形で存続は不可能となつた。更に一八九〇年の選舉戰に於ける保守系諸黨の敗北は貿易政策の轉換に作用し、ビスマルクに次いで宰相の地位についたカプリヴィの下で一八九一年ないし九四年に多くの貿易協定が締結され、諸外國はドイツ工業生産物に對する關稅を減じ、ドイツはその農産物關稅を減少せしむるに至つた。

この様にしてユンカーの利害は否定されたわけであるが、ユンカーはかかる敗北を甘受したわけではない。例えば「カニッツ法案」の如き「國家穀類輸入獨占」の形をとつての農業保護を常に主張し、「農業の同質性」の概念を以て農民を傘下に集め、徐々に各政黨にもその影響力を再び獲得するに至つた。その結果がビュロウの下での第二の「協調體」の結成である。之は國際政治に於ける當時のドイツの外交政策に擴張主義と密接に結合する。ドイツの擴張主義は當然に諸國との戰爭状態をもその將來に豫測させ

るものであつた。その場合、豫想される貿易封鎖に對しては、國內に於ける食糧の自給自足は戦争遂行のための必須條件である。かかる一般條件の下で、ユンカーの指導の下に一體化し、政治的に大きな影響力をもつに至つた農業層は、政府と工業によつて生み出された海軍法案に賛成し、その對價として、農産物關稅の増加を約束させた。この様な第二の「協調體」の下で生み出されたのが、一九〇二年の關稅法案である。この場合政治力を増大しつゝあつた都市消費者と労働者層は「寡婦及び孤兒に對する社會保障」の資金への關稅收入の振當、という偽滿策や、議會に於て孤立奮闘した社會民主黨の反對論の議事手續を無視した封殺によつて壓服せしめられた。この様にして成立した穀物關稅は最高率と最低率を決定した二重關稅であつたが、事實上特に穀物について最低率は單に名目上の存在にすぎなかつた。そしてこの高穀物關稅による負擔は、總支出中の食糧部分の相對的大きさから、又食糧の差異から、都市の低所得層に甚大であることは云うまでもないであらう。

更に關稅にもましてドイツの穀物を保護した一制度があつた。

この制度即ち、所謂「輸入許可書」の制度こそ、實はビュロウの關稅以來ドイツの穀物保護の背骨であつた、と著者は云う。之は元來所謂戻稅の制度であつて、ダンチック、ケーニヒスベルグ等での穀物の仲介貿易業者のために、一旦輸入した穀類をその業務の常として精製・混合して再輸出する場合、その所有者と倉庫が同一であれば輸入稅の拂戻しを受ける制度である。農業保護の高

率な關稅にも拘わらず、東部の穀類生産者は思いもかけぬ障礙に直面した。夫は西部の工業中心地の消費者が低價な東部の穀類を好まぬことから、又夫にもまして輸送費高から、西部に於て外國の穀類と競争し得ぬという事態であつた。むしろ輸送費の點からは、西獨で販賣するよりもスカンデナビアに持つて行く方がより有利だといふ事態である。かかる事態の解決のためにこの戻稅の制度が取り上げられるに至つた。即ち一八九四年輸入者と輸出者の同一性の原則が廢されるに至り、輸出業者は自己の輸出數量に應じた「輸入許可證」を受けとり、之を輸入業者に賣却し、輸入業者は之によつて夫に應じた量の穀類を無稅で輸入しうる、といふことになつた。ビュロウ關稅以後は穀物種類の同一性すら廢されて、例えばライ麥輸出による「輸入許可證」を大麥輸入にも使用しうるに至つた。この制度は、穀物關稅に對應する「輸入許可證」の價格だけ安く穀類を輸出しうるることによつて對外ダンピングを可能ならしめ、又同時に國內價格を常に國際市場價格に關稅を加えた價格に維持する作用を持つものであり、この制度によつてドイツの穀類は國內で保護されるのみならず國外市場においても——國內消費者の負擔によつて——保護されたのである。

このように「協調體」によつて主導され關稅と輸入許可證の機構によつて遂行されたドイツ農業保護の具體的内容はどのようなものであつたか、そしてそれがドイツの農業生産に如何なる影響を與えたか、が次に述べられる。ビュロウの關稅が輸入許可證と共に最も強く恩惠として作用したのはライ麥についてであつた。

このライ麥の有利性は第一に小麥と比較し、第二に畜産物と比較することによつて明らかである。十九世紀以來ドイツに於てはライ麥も小麥も共に高生産費商品となつたのであるが、生産面から云えば、劣等地に適し耐寒性強く労力及び肥料節約的なライ麥の方が有利であり、之はビュロウ關稅における五〇プフェニヒの差（最低率で九・一％、最高率で六・七％の差、當時のフランスの同様の關稅は五七％の差を持つとの對比せよ）によつては解消し得ぬものであつたと著者は云ふ。更に畜産物に對する有利性は、先づ第一に、穀類の高關稅により畜産物への購買力が減少すること、特に穀類と畜産物との需要弾力性の差異の故に、相對的所得減による需要減少は畜産物により多くの打撃を與えるという事情で明らかである。所が更に第二により重要なことは、穀類關稅は——飼料穀物についてはパン用穀物よりは低率ではあつたが——畜産にとつて生産費増を意味するが、之に對して畜産物の價格を保證すべき補償關稅は尙不充分であつたという事實である。

この様な農業保護の體系は二つの方向で農民を保護主義へと驅り立てる。それは第一に、かかる穀物の有利性は農民經營の内部に於て比較的に自己に適した畜産部門に對比して穀作の相對的比重を擴大せしめる。この程度に應じて農民は保護主義に對してユンカーと同一の利害關係を持つに至る。第二に、保護體系中の畜産の不利さは、之を補償する畜産物へのより強き保護の要求を農民に生ぜしめる。この意味でも農民は強度に保護主義的たらざるを得ない。このようにしてドイツ農業は穀作に偏倚せしめられ、

ユンカーと農民との同盟の經濟的基盤は創り出されたのである。かかる過程を通じて、ドイツのライ麥はその生産を擴張し、更に「輸入許可證」による輸出プレミアムによつて再びその輸出を始め、擴大して行く。之は國外の畜産に、ドイツ國民の負擔に於て安價な原料を供給した結果となり、その意味ではドイツ國內の畜産への壓迫をより強める效果を與えたのである。

この様にして、保護機構によつて強度に保護され、生産を擴張し、輸出にまで向つたライ麥も、今度は歴史的事實としての世界に於けるライ麥消費の減退という需要面からの作用によつて再び苦境に立つに至る。産業革命以來の生活水準の上昇、人口の都市集中化・工業化に伴う食事内容の變化等は歐洲一般に小麥の消費を増加せしめ、ライ麥消費を減少せしめて行く。この様な消費傾向の一般的趨勢に逆行して、生産を擴張したドイツのライ麥生産は、世界市場における需要の減少、價格の浮動、低落に直面した。之への對策は二つ考えられる。一つはユンカーと農民との妥協の形態としての飼料穀物の比較的 low 關稅を高めることによつてライ麥を國內飼料に廻す方法である。しかし從來の妥協形態が既にユンカーに有利であるだけにこの上農民に不利な條件を押しつけることは不可能であつた。残る所は、ライ麥の關稅をより高めて「輸入許可證」の價值を高めるといふ方法である。工業にとつては穀物關稅の増大に伴う自己の海外市場の喪失は重大な損失と考えられたが、當時の國際情勢の壓力と戰爭準備の必要は、政府とユンカーにその政策を推進せしめる口實として役立つた。

そしてドイツに於ける穀物保護政策の功罪が、此處で要約される。ドイツの穀物保護は、一方では反民主的のユンカー層の經濟的基礎を強固にしてその政治力を強め、他方では、農民と労働者との距離をより廣め、民主化の基礎である労働者と農民の同盟を殆ど不可能にすることによつて、ドイツの民主化を絶望的に遅延させた理由である。更に、高關稅政策により諸國との外交關係の緊張の經濟的基礎をなした點、又ドイツの民主化を遅らせ好戰的な封建的グループを政治構造の中心に置いて、第一次大戰の挑戰者に絶對的權力を與えた點で、ドイツ保護主義の第一次大戰の勃發に對して負うべき大きな責任は決して看過しうるものではない。

三

以上の敘述で明らかな如く、ドイツの保守主義の中樞であるユンカーの排除なしにはドイツの民主化は不可能の様である。従つて著者の云う所によれば、第一次大戰の終結後、新しいドイツの共和政府の第一の責務はユンカー層の排除であつた。之には少くとも三つの方向が考えられる。第一にはユンカー層の軍への支配力の排除、第二にはユンカーの巢窟たるプロシヤ官僚機構の清掃、第三には、徹底的な土地改革によるユンカーの經濟的・社會的權力の剝奪——これは同時にドイツ農業問題の解決でもある。所が現實は、軍隊は十萬に減らされたが尙ユンカーの手中に残されたし、又、官界の改革も遅々として進まなかつた。それにも増

して、ユンカーの土地には一指も觸れられなかつた。東南歐諸國で夫々大規模に遂行された土地改革と思ひ合わせれば之は實に不思議と考えられた。

しかし、之は實は不思議でも何でもないとして、著者は次の様にその理由を擧げている。第一には、東南歐に於ける如き「土地飢饉」が東歐には存在しなかつたからである、ポーランド農民による土地所有の要求の強かつたポーセン及び西プロシヤはポーランドに割讓されたし、人口の疎な東部では土地問題よりもむしろ勞力問題を外國の季節労働者によつて解決していたほどであつた。又西部の農民は土地缺乏を訴えぬことはないが、東北部の劣等地を欲しがりはしなかつた。第二に、東南歐諸國の土地改革遂行の一動因となつた民族的な問題が東獨には存在しなかつたことである。土地改革はバルト諸國ではドイツ貴族に對して、リトアニアではポーランド貴族に對して、ユーゴスラヴィア及びブルーマニアではハンガリア貴族に對して、チェコ・スロヴァキアではオーストリア貴族に對して等々、行われたが、かかる動因は第一次大戰後の縮小せる領域の内部での東部ドイツには存在しなかつた。第三には、政策を擔當したドイツ社會民主黨の特殊な立場に起因するともいえる。即ちその基本的な大經營の小經營に對する優位性の理論をそのまま農業部門にも適用する故に、更には都市工業労働者の政黨として工業での労働關係以外の問題を輕視する故に、ユンカーの大經營の抹殺も考慮に入れ難かつたのである。又、社會民主黨の革命政黨から改良主義政黨への轉換が早きに失したこ

ともその理由の一つであろう。既に戦前に於て議會政黨としてその革命性を減少した同黨は、戰爭中にその革命的な一翼の獨立分離（獨立社會民主黨）によつて、その改良主義的性格をより強化してゐた。更に當時の不安な政情の下で、極左の叛亂の恐怖が、社會民主黨を軍と結びつけたのもその一つである。かかるユンカーと密接に結合する軍との合作は、土地改革に政治的的心理的に障礙となるものであることは云うまでもない。この様に著者はいくつかの理由を擧げて、しかし、戦後のドイツに於て土地改革の遂行が實現されなかつた理由——しかも決定的な——は他にあるとする。それは戦後のドイツにおける食料不足である。

大戦によつてドイツ農業は非常な打撃を受け、作付も減少し一九一九年には反當收量も穀類全體として戦前より二一%を減じ、化學肥料も戦前水準の五〇%を割り、勞働力も減少し、役畜（馬）は軍用にかり立てられ、農業機械の生産は中絶し、又石炭と油も極度に不足して、農産物の總生産量は激減した。小麦に例をとれば、一九一三年の總收量四、六五、〇〇〇メートル・トンが、一九一八年には僅かに二、五九〇、〇〇〇メートル・トンにすぎなかつた。穀作のみならず畜産の打撃も甚大であつて、一九二一年には、牛・豚頭數に於ては戦前一九一三年の夫々八〇%、六〇%に減じて居り、その質も極めて劣悪化した。この様な生産の危機は當然に國內の食料供給を困難にする。この様な事態に於ては、土地改革は殆んど不可能であつた。土地改革が大農場の國有という形をとらうとも、農業勞働者及び中小農への土地の分與という形

をとらうとも、いずれも、その變化の間に穀類の市場生産の減少は必至である。國內の食糧問題に政府が必死になつてゐるかかる時機において、土地改革は混亂と飢餓を意味するものであつた。さらに戦前からの農産物統制、低價格買上の機構はかかる事態の下で戦後もなお繼續され、この農業統制に對立する共同の利害關係から農民はユンカーと結合したために、ユンカーの土地沒收を農民に支持させることは極めて困難であつたという事情も重要である、と著者は指摘する。そして、この場合、土地改革を可能にする唯一の條件は國外からの大量の穀物輸入であつたと著者は云う。が之は實現されなかつた。その多くの理由のうち、先ず休戦より平和條約の締結まで期間の永かつたことが擧げられる。休戦以後も連合國は、平和條約の諸條項をドイツに受諾せしめるために、對獨封鎖を續行したからである。更に戦時中の歐洲の小麦不足は戦後も未だ回復されないという狀況の下で、當時の戰勝國の氣分では、ドイツに土地改革を可能にさせる程の大量の食糧を供給するということは考へることも出来なかつた。歐洲外からの穀類は先ず同盟諸國に供給されるのが當然であり、ドイツへの供給はその餘餘があつてのことであつた。この様な理由から、當時のドイツでは徹底的な土地改革は、政治的には——之も極めて困難であらうが——或は可能であつたとしても、經濟的に全く不可能であつた。かくて、實行され得た政策はせいぜいの所で「内國植民」政策——その規模は戦前のそれより大であるとはいへ——に止まつたのである。

この様に土地改革の行われなかつた理由を述べた後に、植民政策の歴史を回顧する。近代ドイツに於ける内國植民の歴史はビスマルクの下でのポーゼン及び西プロシヤへの植民政策を以て始まる。この場合、植民は二重の意圖の下に考慮された。即ち一方では、ポーランド農民のオスト・エルベへの進出とそのポーランド化を防ぐために、當該地方のドイツ農民の数を増すことを目的とし、他方では、ユンカー經濟への勞働力の供給を圖るものであつた。しかしこの二つの目的は相互に矛盾する内容を持つことを著者は指摘する。即ち後者の目的のためには、農民の土地は、農民自身が大農場に雇傭されることを必要とする様な、即ちそれだけではその家族を維持するに不十分なほどのものでなければならなかつたし、前者の目的のためには、強力な、經濟的に獨立した農民經營の創出を必要とした。そして之は明らかにユンカーの社會的權力の基礎を害い、地方自治體でのユンカーの支配權を危險に陥れるものであつた。従つて、ユンカーの基礎を危くする様な方向はユンカー層の強硬な反對を受けた。一九〇八年ビュロウ政府の下で、プロシヤ議會を通過したポーランド人の土地七〇、〇〇〇ヘクタールの沒收を可能とする法律さえも、徹底的土地改革が之に續くことを危惧してのユンカー層のサポーター・ジュによつて實行を妨げられた。この様な事情の下で、戦前の植民政策は僅かな効果しか納め得ず、特に、戦後のドイツの領域に關する限り、かかる政策による大土地所有の減少は、殆んど見られなかつたのである。戦後の植民政策は、一九一九年の政府命令と「植民法」を法的

基礎とする。この法案の討議に方つて、大土地所有の政治的重要性については何等の考慮が拂われなかつたことを、著者は指摘する。ユンカーは大農場の勞働力の供給を欲する故に之を歓迎したが、その際に「小所有者の貧慾」に限界を付せしめた。起案者のゼーリングスらは大農場の粉砕ではなくて、大・中・小農場の「健全な混在」を創造するものであるとしたのである。かくて、戦後の植民活動もドイツ農業に於ける土地所有構造を本質的に際立つて變更するものではなかつた。

この様にして、ドイツ民主化の第一條件としての土地改革は結局のところ實現し得ず、ユンカーはその經濟的・政治的・社會的基礎を尙保持しつづけた。そしてユンカーは種々な形で再びその權力を擴大して行く。ユンカーの外郭團體として設立された全國農業同盟は百七十萬の經營から五百五十萬の參加者を傘下に集めていた。戦後ドイツ民主主義への最初の攻撃である「祖國黨」のカップのベルリン占領も、ユンカーのかかる政治權力の擴大を表現するものといえる。更に、戦後も尙繼續した政府の農業統制に對する農業全體としての闘いは、都市低所得者と農業生産者の闘いの形をとり、古きユンカーと農民との結合を再生せしめ、ユンカーは再び農業全體の代辯者として強力な支持を受けた。その上に、戦後のインフレーション下にあつて、價格關係は農業に、特に穀類に、極めて有利に變化し、又、インフレの進行は農業に於ける負債を、殆ど一掃する程度に減價した。この様な事情の下でユンカーはその經濟的基礎をもより強化したのである。

かくして少くとも戦後五年の間は、關稅による保護が存在しなかつたにも拘わらず穀物生産は極めて有利な地位に置かれたが、之は更に「高級生産物生産を、ヘクタール當り最大のカロリー量を生産する炭水化物の生産に轉換せよ」という宣傳によつて支持された。敗戦の結果としての賠償支拂の重荷を負うためには、輸入を節約せねばならぬ、とすれば、之までの形では國內食料自給は不可能であるというのがその理由であつた。かくて再び農業保護主義の再生への道は敷かれたと著者は云う。そして一九二三年に於けるインフレーション終末後は、價格體系は逆轉して、農業に極めて不利な缺狀價格差を現出し、更に農業内部に於ても穀類の價格的地位は悪化し、更にフラン切下げによるフランス穀物の大量の輸入はドイツの穀物生産を極度に壓迫するに至つた。かかる事態の下に行われた一九二四年末の選挙に於いてユンカーを代表するドイツ國民黨及び重工業を代表する人民黨の勝利と之を主體とする政府の成立は、再生保護主義を主導する新しい「協調體」を成立せしめることになつた。

この「協調體」政府による關稅改革は一九二五年に國會を通過した。この新しい「協調體」は、海外資産を失ひ過重な賠償支拂の重荷の下に、非能率企業をかかえこんだ工業と、農業との協調であつたし、更に、先行の諸形態に比すれば、その對抗者としての勞働者層の力は極度に強化されてもいたし、更にはユンカーの力も、革命によつて破壊されはしなかつたとしても、嘗てのホイエンツォレン王家の下での強力さには比すべくもなかつた、

という諸種の事情は、再生した保護主義の内容に反映する。即ち工業に對する保護は増大したが、農業の保護は戦前水準に止まつた。農業保護の枠内ではライ麥は再び優位に置かれ、又嘗てのライ・小麥の高關稅、飼料の低關稅というユンカーと農民との妥協形態も再生したが、戦前に比しユンカーは相對的にその有利性を減少した。しかし尙原則的にユンカー保護の體系であつたことは云うまでもない。更に、殆んどユンカー經營によつて獨占される甜菜及び馬鈴薯アルコールの保護は、更にドイツ消費者にユンカーのための負擔をかけることになつた。しかし、農業保護體系中のライ麥の相對的優位にも拘わらず、化學肥料の價格の低落、農民の技術的知識の發展は、ドイツの環境下では比較的集約的管理を必要とする小麥・大麥に有利であつて、戦前に見られた様な作付の發展はもう見られなかつた。ライ麥の消費は、世界市場に於て戦前よりも急速に減退し、更に國內に於てもライ麥消費は激減する（一九二四—二五年一人當り消費は戦前より一七・三%減）。更に穀物價格と他商品價格の比は戦前より不利になつている。この様な來るべき危機を示す諸事情と併行して、マルク價值安定以來農業負債は増大する。一九二八年には、農業の負う年利子負擔は一〇億マルクと推定されている。一九二四—二五年になされた農業集約化の促進運動もまた、かかる負債増加の一つの原因である。高利の壓力の下では、一旦過度に集約化された經營を再び粗放化することは極めて困難であつた。この様な事情の下で農民經營の倒産が増加し、農民の不安と之に伴う政府への不信・對抗が

生まれ、ドイツ民主主義にとつて極めて危険な状況となつた。

此處で著者は、ドイツ民主主義の中樞である労働者層の農業政策に眼を轉ずる。社會民主黨は、農民に對するユンカーの指導權を排除して労働者と農民との同盟を達成することが民主主義の維持の必須條件であるとの理念の下に、一九二七年その農業綱領を發表した。その中心は次の二點である。第一に此處で社會民主黨

は始めて農業に於ける中小農の問題を確認し、「計畫的な土地改革」を主張する。第二に、社會民主黨は從來の一方的な消費者の立場を超えて、生産者及び消費者相互の利益のために、價格を安定し海外市場での投機の影響を免れしめる一方策として國家による「穀物取引獨占」を提案する。しかし乍ら徹底的な土地改革は戰爭直後には政治的に可能であつたとしても經濟的に不可能であつたとすれば、一九二七年のドイツに於ては、經濟的には可能であるとしても政治的に不可能であつたのである。かくてこの時に於ても内國植民政策の繼續以上のことは出来なかつた。一九一九年より一九三〇年までに六三一、五六〇ヘクタールが植民され、その速度は戰前に比して急速であつたといへ、ユンカーの土地の減少よりは植民による労働力の供給がユンカー經濟を強化した程度の方がより強かつたと著者は云う。プロシヤ全體として一九二五―三三年の間に一〇〇ヘクタール以上の經營の面積は僅か四・六%の減少を見たのみである。他方「國家穀物取引獨占」・穀價安定に關する提案は之に比すれば實行し易いものであつた。がこの方策は、ユンカーの排除なき限り、農民と労働者の協調に導く

かわりにユンカーの保護主義的要求への労働者の屈伏を意味するものとなつてしまつた、と著者は指摘する。即ち一九二八年再び政權を獲得した社會民主黨は、大恐慌の影が濃くなつて來ると共に、その農業政策を、労働者をユンカーの囚人とし、ユンカーの地位を強化し、ナチスのアウトアルキー政策への道を敷く危険な方向へ進ませた。一九一八年の土地改革が實現されなかつたことは價うべからざる失策であると著者は云う。

かくて再び農業保護は強化される。その効果を端的に示すものは、世界恐慌の波によつて世界價格に相い應じて低落の道を辿り一九二八年にはほ世界價格と同一水準にあつた穀價が、二年後には小麥が世界價格の二・五倍、ライ麥が二・七倍の國內價格を保つに至つたという、内外價格の分裂現象である。この新しい政策は一九二九年に開始されるが、之に對して強い影響を與えたものがあつた。即ちユンカーの利害を強く反映し多數の農民をその傘下に置く強力な農業團體連合「綠戰線」も、全く異つた政治的目標の下に、同じく國家による穀物外國貿易及び國內市場の統制を要求した。この點でユンカーと労働者との政策は一致し穀物政策についての兩者の協定が此處になされたが、獨占政策を決定する「基礎」價格についての同意が成立しなかつたので獨占の機構は拋棄され、残つたものは穀價安定の理念であつた。

この時の保護政策を考える場合、著者はつぎの點が考慮されねばならないとする。第一には、世界農業恐慌による打撃を最初に受けたのが穀物であつたため、保護は特に穀物に集中したという

ことである。第二には、一九二〇年代に於ける北米合衆國を中心とする農業の發展は特にトラクターやコンバインの利用によつてその粗放農業の競争力を高め、逆にドイツ穀作の高生産費性をますます強めたという事實である。かかる條件の下で保護は強度な

そして穀物を中心としたものにならざるを得ない。かくて一九一九年の小麥・ライ麥・燕麥の關稅増大が行われ、一二月には消費者と生産者との利害調整の具體化であると稱せられたスライディング・スケール制をとつて、再び實質的には消費者の利害を無視して増大する。かかる關稅政策は、バター・卵・蔬菜・果實等の關稅を或いは實施を遅らせ或いは固定して高級生産物の生産者をも壓迫するものであつたが、この高級生産物の相對的不利は、ライ麥の競争者を排除するための飼料穀物等への關稅増大を含む一九三〇年三月の改訂によつて更に促進された。この改訂はライ麥に對する高關稅飼料に對する低關稅という之までのユンカーと農民との傳統的な妥協形態を破壊するものであつたこと、そして農民に對する致命的な打撃であるこの改訂が數日後には政權を離れる運命にあつた社會民主黨の最後の施策であつたこと、を著者は強く指摘する。しかし之のみではない。ライ麥の價格は、更に三度及ぶ莫大な政府支出を伴ひ公開市場政策によつて維持され、

小麥もまた法外な高關稅の上に外國小麥と國產小麥との強制混合の實施によつて有利な價格關係を保ち得た。以上の如き政府の施策は主要なパン用穀物について世界市場の變動の影響を除去し、ユンカーの多年の要求を満足させると共に、パン用穀物の自給自

足への道を進むことによつてナチ體制に先鞭をつけるものであつたが、堅實な國際的基礎の上でのドイツ農業の再建という點からは何等の進歩でもなかつた、と著者は言う。

かかる穀價安定と共に既に甜菜市場の安定策がとられて居り、徐々にすべての炭水化物は國家の統制の下におかれたが、之に對して高級生産物は尙不安定なままに置かれた。この様にしてユンカー層の利害は守られたが、高級生産物に強い利害關係を有する農民層はこの一方的な穀物保護によつて完全に打負かされたのである。

この様な事態の下で永く不安な状態に置かれた農民の古い政黨に對する失望は甚だしく、嘗て久しく農民をその手中に握つていたユンカー層に對してすら最早同調し得なくなつて來た。かくてドイツの宿弊であつたユンカーと農民との同盟は破れて行くが、かかる事態こそヒットラーのナチスの目的に最も適うものであつた、と著者は指摘する。社會民主黨はユンカーと農民との同盟を打破し、民主々義を左右兩翼から守るために農民との協調を圖ろうとしたのであるが、現實には逆にユンカーの利害に一致する政策を遂行する結果に終り、かくて農民は民主々義を脅かす者の側に走つたのであつた。

ナチス是一九三〇年三月その農業綱領を發表した。それはユンカーに對する極めて慎重な態度を特色とし、その内容に於て嘗てユンカーによつて幾度も唱えられた農業の重要性の強調、農村の讚美等々の繰返しにすぎなかつたが、その宣傳の技術の嶄新さと

革命的熱意と、そして何にも増して政黨が新らしかつたことによつて、ユンカーの國民黨、勞働者の社會民主黨に失望した農民の支持を集めた。かくして一九三〇年九月の選挙にナチスは最初の勝利を得たのである。

ユンカーにとつては、ナチスの勃興は一方では自己の政黨たる國民黨の勢力の減退を意味するものであつたが、他方では之はこの「大衆の時代」に於て民主主義の打倒を支持する「大衆」を創り出すものでもあつた。そしてユンカーは自己の嘗ての主權を回復するために民主主義への對抗手段としてナチスを利用せんとし一九三一年十月兩者の所謂「ヘルツブルグ戦線」が結成された。かくてユンカーはナチスを自己の社會的影響力を以て支援し、重工業は之に資金援助をなすに至る。著者は、之は新しい「協調體」の政治的形態に外ならない、と云つてゐる。

一九三〇年のナチスの勝利を境にドイツ民主主義は危機に頻する。社會民主黨内閣の後をうけたブリュニングは自己の政策を支持する多數を議會で獲得し得ず、大統領の「緊急命令」を以て政策を遂行するに至り、事實上積極的要素としての議會の機能は消滅せしめられた。更に一九三二年春の大統領選挙に當つて、民主政黨はヒットラーの當選を妨げるためにはヒンデンブルグに投票せざるを得なかつたという事實は、當時のドイツの最高權力を争うものは最早ナチスとユンカーのみであつたという當時の政情の表現であつた。かかる事態に於てはブリュニングもユンカーの主權回復への障碍物として遅かれ早かれ排除されるべきもので

あつた、と此處で指摘される。之は所謂「東部救済」事件によつて促進された。「東部救済」について云うならば、前述の如き一方的な穀物保護にも拘わらず尙ユンカー經濟は苦境にあつた。一九二九年夏には東プロシヤ、ボメラニア、ポーゼン及び西プロシヤでは一〇〇ヘクタール以上の經營の負債は資産額の五〇%を超えており、一九三一年強制執行による農場賣却が全國で一八萬ヘクタールのうち約一二萬ヘクタール、即ち六五%はかかる經營であつたという事實はかかる事情を物語るものであつた。かくて之が救済が要求されるに至り、政府は一九二八年春以來之がため多額の財政支出をなすに至つた。特に一九三一年春國會を通過した「東部救済法」によれば一九三一―三六年の間に五億マルクが支出され、更に政府及び各州政府の裏書きによつて一一億マルクが融資されうることとなつた。この様にして、全ドイツ社會の支拂う老大な費用によつて東部の苦境の救済がなされたのである。しかしその恩恵は決して公平でなかつた。一九三二年末までの受益者一二、四七〇のうち一〇〇ヘクタール以上の經營七二二が、興えられた資金の四六・四%を受取つていた事實は之を明瞭に示している。かかる資金の悪用に氣付いたブリュニングの、大農場の救済をやめ大農場を農民の植民に利用しようとの意圖が公になるや、ユンカーの猛烈な反對によつて、一九三二年五月彼は宰相の地位から逐われるに至る。後任のすぐれてユンカーの色彩を有するフォン・パーベンは、ドイツ民主主義の牙城たるプロシヤの社會民主黨内閣を罷免して右翼獨裁への道を前進する。かくて同年

七月の選挙にはナチスは共和國史上最高の千三百萬票を獲得して二三〇の議席を占めるに至つた。そしてフォン・パーベンの後をうけたフォン・シュライヘルが二ヶ月にして職を退くに及んで、一九三三年一月三〇日ヒンデンブルグはヒットラーを宰相に任命した。かくてナチス・ドイツが誕生したのである。

この様にナチスの政權獲得に至る過程を回顧して、著者は「ドイツに於けるヒットラーの勝利は種々の原因によるものである、しかし、永い過程を通じて民主主義を崩壊せしめ、ワイマール共和國を短時日にして終焉せしめ、七年後には世界の平和を破壊しその自由をも破壊せんとした一體制の端初をひらくに當つて、ユンカーの經濟的並びに政治的利害の果した重大な役割は、之を如何に評價しようとも決して過大評價ではない」とさえ極言してゐる。

そして、かくして始まつたナチス體制の下でのユンカーの地位に關してナチスの政策の二、三の面が指摘される。價格決定、生産割當、加工、販賣への直接統制を可能とする「食糧職分團」(Reikionalstand)組織の確立を基礎として、炭水化物、蛋白質のみならず、これまで統制外におかれていた脂肪も國家制の枠内に入るに至つたが、飼料及び製品の輸入禁止、マーガリン(多くは外國原料による)の生産制限等の方策によつて自給度を高めようとする第三帝國の「脂肪計畫」は、「轉位食糧」(converted foodstuff)の生産は國內で生産される第一次生産物を基礎とすべきである」という古きユンカーの原則をそのまま採用するもの

であつた。又、國民所得の増加にも拘わらずその内部での勤勞所得の減少(一九二九―三八年に二〇億マルク減)は弾力性値の大きな高級食糧に不利であること、更に、不況恢復期の動物性食料と植物性食料との相對的價格關係の變動は他の諸國と同様に前者に不利であつたこと、などが指摘される。かくしてナチスの總力戰の準備のための農業政策は、血と土、農民の高貴性、民族的強力の源泉としての農村、等々の宣傳にも拘わらず、一方でパン用穀物の完全な自給を求め、他方飼料穀物及び油粕の輸入を制限する等、要するに、以前と同様に農民よりはむしろユンカーに有利なものであつた、と著者は云つてゐる。

ユンカーに關する限りでは、ナチスにとつて問題なのはその政治的野望であつた。そして一九三四年六月の所謂「清黨事件」は實はユンカーの政治的野望への最初の戲しい一撃であつたと著者はしてゐる。之以後ユンカーの政治的地位は低下しつづけ、一九三八年の國防軍の改組は之を決定的なものにした。しかしかかる事情も、ナチスの戰爭準備政策が勞働集約的な農民經營の増大よりはむしろ大經營の維持を必要とするという事實を變更するものではなかつた。ユンカーの經濟的地位は二〇年代よりも強化された。ナチスが、農産物價格政策によつて、農業労働者の低勞賃政策によつて、更に都市の青年を大農場に於ける安價な勞働力たらしめることによつて、之を助けたのである。そして尙繼續されていた植民政策も、大農場には、如何にそれが負債を負つていようとも、手を觸れない」という一九三三年のダレのユンカーへの約

束を守つて注意深く、速度を落して行われた。

かくてナチス體制下において、明らかにドイツの土地所有構造に變化はなかつた。従つて、ヒットラーの到來以前にユンカー層の存在から生じた諸問題は尙未解決のままである。この解決の方策を見出し之を遂行することは、第二次大戰後のドイツ再建のための重要な課題であらう、として、著者は歴史的回顧を終えている。

四

このようにして著者が最初に提出した問題は明らかとなつた。

その理解の上に、著者は第三部においては第二次大戰後のドイツの再建方式に一の示唆を與えている。ドイツ農民は何故に反民主主義勢力の數的基礎となつたか。農業内部の、強力な政治的・社會的・經濟的權力を有するユンカー層の存在が、第一の理由である。そして一九世紀の歐洲外における農業の發展がドイツに與えた衝撃に對し、ユンカー層が自己の利害を中心として遂行した農業保護政策が農民をユンカーと同盟せしめ、結ばるべき農民と労働者を救い難く對立せしめた。第一次大戰後の共和制も、ユンカー層の排除を遂行し得なかつたという致命的失策の故に再び以前と同一の道を歩み、遂にナチス體制を招來したのである。

従つてドイツの民主的再建のためにはユンカー層の排除は必須の條件である。かくて著者は當然の方向としてユンカーの物質的

基礎として大土地所有の沒收を主張し、その前提としてのドイツへの充分な食糧供給も現狀に於ては可能であるとし、大農場の處分方法についての提案を附加する。そしてドイツの民主化のためには更にその農業の國際的基礎の上での再建が必要であるとして一九世紀末に始まり一方的な穀物保護の過程に於て穀物生産地域の擴大及び農民經營内部に於ける穀作(比較的適性を缺く)の比重の増大等々の構造的變化を伴つて増大した、ドイツ農業の高生産費性を是正する必要を説く。そしてユンカーの排除は之の前提ではあるとしても、そのみを以てしては、更には單純な自由貿易への復讐を以てしては、このドイツ農業の調整の問題は容易には解決し得ない、として、著者はこの「方法と手段」について些か具體的に「一の提案」をなして本書を終えている。

最初に述べた如く、本書は第二次大戰中の一九四三年に出版されたものであるので、この第三部における「提案」も、現在のごときドイツの二分状態を豫想してはおらず、又現在のドイツの農業事情についても詳しくは聞知し得ないので、その具體的内容についての紹介及び現狀との對比は行わなかつた。しかし、その提案は農業政策論として興味深い内容のものであり、單なる紹介以上の詳細な検討が必要と思われるが、此處にはその餘裕を得なかつた。他日何等かの形で、この責を果しうれば幸である。

本稿中には特に章別を明示しなかつたので、参考までに左に目次を紹介する。

序論

第一部 ドイツ帝國に於ける農業保護

- 第一章、ユンカーと農民
- 第二章、農民と工業労働者
- 第三章、労働者と自由貿易
- 第四章、再調整された(各國の)農業
- 第五章、ドイツの高生産費地帯
- 第六章、「カニッツ法案」とユンカー層の精神
- 第七章、ユンカーの救済
- 第八章、農業保護と民主々義
- 第九章、輸入許可證
- 第一〇章、保護活動の實際
- 第十一章、袋小路

第二部、ユンカー對共和國

- 第二章、土地没收のデレンマ
- 第三章、ユンカーの再起
- 第四章、保護主義への回歸
- 第五章、保護の効果
- 第六章、労働者、農民及びユンカー
- 第七章、恐慌下の農業保護
- 第八章、農民、ユンカー及びナチス

第三部 平和の戦場

- 第十九章、報復か理性か?
- 第二〇章、ユンカー層の破壊
- 第二一章、大農場の將來
- 第二二章、ドイツ農民經濟・調整の原則
- 第二三章、方法と手段
- 第二四章、再建の見通し

引用書目

索引

(研究員)